



梅村載筆

乾

1冊5
505
1



門 4 卷 5
番 505
卷 1-2



梅村載筆

陳眉公カ語ニ我家於陵及華山処士ト云ルハ陳仲子ト
陳圖南ト云リ眉公モ陳氏ナル故我家トイヘリ
眉公カ秘笈ニ日中白醉ト云句アリメタト醉タル也驚
坐新書内ニ白醉瑣言ト云書ヲ載タリ白醉黒甜ヲ對
スシ又醉白ハ醉タル白樂天ナリ東坡集ニ醉白堂ノ記アリ
惺齋曰賢キモノハ平生ニ工夫ナケレ凡人ト問答スルトキニ
言下ニ早ク云アツルコト有大カタ近ケレ凡人ヨシトスルニアラス
禪家ニコレヲ座中ニ得ルト云リ

行基六泉ノ国大鳥郡ノ人ナリ昔此国ニ鳳凰飛来リ
ケレハ後ニ其トヨク大鳥郡ト名クト云傳タリト菅原寺
ノ縁起ニアリ雪竇ノ添得盧公倚石屏ト云ルハ
盧公ハ雪竇ノ自称ナリ六祖ノ夏ニラスト碧岩第三載
因幡守廣元ハ大江ノ維光カ子ナリ中原ノ廣季養テ
ト云故ニ中原氏トナレ後ニ本ノ姓大江ニカレナリ東鑑ニアリ
毛利氏ハ廣元カ苗裔ナリトイヘリ
歌書ニ誹諧ト云俳ノ字ルヘキヲ誤テ誹ノ字トスト冬良
公ノ説ニ見ヘタリ然ルヲ文字ニ疎キ哥人言皆非言ト

云ハ一笑スルニ足ラス山法師ノ法華ヲ釈スルトテ竜
女成仏ヲ経ノ肝要ナレハ妙法ノ字少女去水ト云ヒ提
婆ノ字ハ波ノ女ヲ提クト云ルコノ類ナリ
日本ヲ君子国ト云コトハ後漢書東夷傳ニ東方ニ君
子不死国ト云ニ本ツケリ續日本紀粟田真人入唐時
ニ唐人ノ云ヤウハ東海君子国アリ真人ハ其国ヨリ来レル
ナルヘシトアリ又孔子ノ椽ニ乗テ海ニ浮ント云ヒ九夷ニ居
マク欲スト云ルヲ孔子モ日本ヘ渡ラントノ夏ナリ君子居
之ト云ハ日本ノ懿徳天皇ヲ君子ト指ストスル也此等

ノ事ヲ取合セテ三善清行ヲシテ日本ヲ君子国トス
清行カ文ハ本朝文粹ニアリ又姬氏国ト称スル日本ハ
吳ノ泰伯ノ後ナリ故ニ伊勢内宮ノ額ニ三讓トカケリ是ハ
泰伯三以天下讓トアルヨリテナリ三種神器ノ本ハ智
仁勇ノ三徳ナリ泰伯ハ姬姓ナル故ニ姬氏国ト云東山
角中岩右ノ義ヲ以テ日本紀ヲ撰ケレハ朝廷ヨリト
カメアリテ其書ヲ焼ステタリトサシキコトナリ
内裏ノ女房ノ詞ニ餅ヲカキト云ハカキニ帽子ヲカフタル
女餅ヲ持来ルユナリ翹ヲムラサキト云ハアヒニミサルト

云義ナリ 鮎サ監和訓同
達戸賛 觸忤梁王恚、渡江九年冷坐重々話墮
一花五葉分披不在春風 著意吹圓照師範拜讚
右一軸像賛鎌倉四覚寺ニアリシヲ米津勘兵衛求得之
華叟近江堅田ニアリテ牛ヲウバクノトナリ此時一休純藏
主ヲ京ハ遣ハシテ茶ヲ買シム一休茶屋ニ往トキ戸シキミ
ニツツキタラシトスルトキニ悟レリ即堅田ニ帰リテ參ラセ
ケレハ華叟許シテ我飲タル茶碗ニテ茶ヲ純藏主
ニシメシメヨトイハレケルトゾ是ヲ華叟ヨリ一休ハ印可

ナリト云其後一休又京へ入ル茶ヲ買テ華叟へ
ヤラレケルトナリ

神樂ノ神ノ字ノ篇ヲ除テ申樂ト云ト日吉ノ
社家ニ云羽白ハセ氏南都春日ノ社家ニ秦川勝カ
後裔女子ヲ生テ男子ナシ其女子後ニ嫁メ男子ヲ
ウム其男子能物ニ子ヲスル言リテ後樂ト云リ
幸若ハ比叡山ノ兒ナリ此兒草子ニラシテツケテ
ウタヒケルヨリニヒト云ハ始ルナリ其子孫今ニ至ル迄幸若ト云
衣中ニ小兒ノ啼声ノヤウナル物ヲウフメトナヅクトイハレ

ソレヲヒカニ伺ヒシカハ青鷲ナリト人カタリキ

六日蟾蜍皆世用云端午取蟾蜍用茶六日出則不
中用 抱朴子酒曰客談餅曰僧笑

墨蹟繪賛モノ表具ヲ家ト云コト故実ナリ
然ルヲ誤テ箱ヲ云カトオモルハ僻事ナリ又三幅
一對ノ繪賛ハ中ノ賛ハ左右ノ賛ヨリモ少シアゲ
テタカク書モノナリト云

八坂五重塔 三條六角堂 小僧參北野
大仏在南都 櫻東山地主 梅北野天神

若王花世界

富士雪乾坤

重重重々重カサ子

遲遲遲遲遲チキチキチキチキ

鶴鶴鶴鶴鶴ツルツルツルツルツル

龜龜龜井龜カメカメカメ

石見因如硯

竹生島不笠

天南星是芥

地北月非茶

白河隣黑谷

紫野近丹波

庭立紅梅殿

風靡青柳糸

東福門前唱

南禪寺裏僧

此寺俗名面白一夕閑林春碩十下余卜口占二縣如左

牛若出鞍馬

龜山建瑞龍

平六代騎馬

夷三郎釣鯛

雲立出雲国

水飛清水瀧

三笠山非笠

八幡宮有幡

窓掛弓張月

流飛矢矯河

昼通星月夜

雨暗日岡山

櫻北野千本

竹東山十如

雪時山面白

晦夜路眉玄

ミカケハウストラミカケ氏ノウス磨磨磨磨磨

衣衣衣衣衣キキキキキ

縫縫縫縫縫ヘハヘハヘハ

サケハ華華華華華ハナハナハナハナ

鹿鳴非無鹿

鳩峯本有鳩

雷神降北野

蛭子住西宮

踏雲飛云母坂

司海海童宮

盜骨張長範

弟心扶日美經

海月真非月

石花最似花

戰嫌猪武者

祭用大神人

展二程祠

祠枕望魯其臺上為雙鳳亭志稱母夫人夙夢感
雙鳳投懷而生云

共傳河南兩夫弧矢却懸江漢墟花柳陸離春
風外門墻蕭清夜雪初有其室望魯在望狂歌
招鳳皇不居風篁簷低回忽千古寒林閣空遺
書碧環存稿卷之一皇明祝世祿無功集也

竇憲勒功燕然曰往時常屠大宛之城蹈烏桓之
墨採姑繒之壁藉項姐之場艾胡鮮之旗枝兩越
之旗近不過旬日之役遠不離二時之勞固已犁其庭

掃其閭郡縣而置之雲徹席卷後無菑苗上
以摠高文之宿憤先祖宗之玄靈下以安周後嗣
恢拓境宇振大漢之天声茲所謂一勞而永
逸暫弗費而永寧者

古今類聚卷十三皇明王麟洲選

右燕然山銘後漢書文選三所載下文異也故記

陳高祖詔曰磻溪之傳韜略穀成之授神符得
自胸襟指掌可述月十三員羊千五百年而聖人
出故自曰羊千月十三楊慎璫語曰產崑崙者難為玉
植鄧林者難為木月十三宋顏延之曰得鳥者羅之

一目而一目之羅維無時得鳥矣月上元世祖賜日本曰
聖人以四海為家不相通好豈一家之理哉同上
楊慎璫語曰驂騑有千里之足造父有千里之手
遇也小駟而獲晉惠長纏而累東野不遇哉日
宋呂才曰先期而葬謂之不懷後期而葬謂之
殆礼月十六漢蔡邕曰相見無期唯是書疏可
当面月上宣廟因寧王求鉄笛言曰古人謂笛
者滌也所以滌邪穢納之於正月上說林曰味之
美者洞庭鱖東海之鮑和之美者陽濮之

薑招搖之桂月上三洞道科曰道士有五一天真
道士高玄皇人之流也二神仙道士杜冲尹軌之
例也三山居道士許由巢父之比也四出家道士宋
倫彭謨之匹也五在家道士黃瓊錢鏗之倫也日
宋濂曰象以牙而成獠蚌以珠而見割羽以羽而
投網犀以角而就烹鹿射以臍而被獲雉以教
而羈月上

杜弼曰腐草為螢老木為蝸造化不能誰其然也月上
鸚鵡子曰禹飯一饋而七起曰吾不恐四海之士留

於道路也恐不留吾門也是以四海之士皆至禹當
朝廷門可雀日十八太平御覽曰日光曰景日景曰晷
其氣曰暵日初出曰旭日落曰晡日温曰煦在午曰亭午在
未曰昞日晚曰盱日將昕曰薄暮日西落光返照於東謂
之返景在下曰側景日十四陳獻章詩曰此心自太古何
必生唐虞日卷八宋濂四維山雜言曰伯樂相馬所見無
非馬庖丁解牛所見無非牛故曰至誠之不尽也鳥魚之
不察精美之不致龍蟻之不知外曲曰子能格物矣
未知格物也日八論衡曰作無益之能納無補之說

猶以夏進爐以冬奏扇亦徒耳日上畢仲游貽晉戒蘇
轍曰孟軻不得已而後辨孔子欲無言古人所以深
謀極慮固功業而養壽命者未嘗不由乎此夫言
語之累不特出口者為言其形於詩歌贊于賦頌托
于碑銘於序記者亦言語也今知畏於口不知畏
於文是其所是則見是者喜非所其非則蒙非者怨喜
者未必能濟君之謀而怨者或已敗君之事矣天下
論君之文如孫臏用兵扁鵲之治病固所指名者矣
雖無是非之言猶有是非之疑又况其有之耶日六

楊慎璠語曰燔黍太享之濫觴也土鼓雲門之奉
石也日三張司空曰鴉鳩性一而慈祝鳩性一而孝鳥得
食而反哺雞見食而呼群騶虞不殺麒麟好生
此物之有仁者也鹿能觸邪鷹不擊伏鶻縱煖爪之
禽隼親懷胎之鳥鴛鴦思偶而死獾赴類而斃此
物之有義者也豺祭獸獺祭魚蜂蟻必宗其君鴟鳩
不亂其匹羔飲乳而必跪其母雉鳴雖而推其鷓此物之
有礼者也狼下食向虎夕奮衝破蛇蟠向壬鵲巢面
歲燕伏戊己蝠忌庚申狨自斷其尾鹿射自決其

脐群鹿環角而外衛羴羊懸角而木棲鴛魚印
而開穴鶴高步而卷蛇雁設奴警言察鷺偃絲
而啄魚蠹螂隱葉而捕蟬蜘蛛布網而竹籠虫螂
蛆禁蛇蟻蛙轉丸溪鵲救耶螺益甌祝子孤聽水
鷓知雨此物之有智者也玄鳥以春分來秋分去丹鳥
以立秋來立春去伯趙以夏至鳴冬至止青鳥以立
春鳴立夏止此物之有信者也 日十七

史記秦本紀五文公十九年得陳寶正義曰括地志曰
寶雞神在岐州陳倉縣東二十里故陳倉城中

晋太康地志云秦文公時陳倉人獵得獸若羆不知名
牽以獻之逢二童子々々曰此名為媚常在地中食
死人腦即欲殺之拍捶其首媚亦語曰二童名陳
室得雄者為王得雌者為朝陳倉人乃逐二童子化
為雉鳴上陳倉北坂為石秦祠之搜神記曰其雄者飛
至南陽其後先武起於南陽皆如其言

二十七年伐南山大梓豐大特正義曰括地志云大梓
樹在岐州陳倉縣南十里倉山上錄異傳云秦文公
時雍南山在大梓樹文公伐之輒有風雨樹樹生全

不斷時有一人病夜往山中聞有鬼語樹神曰秦若
使人被髮以朱絲繞樹伐汝得不困耶無言明
日病語文公如其言伐樹斷中有一青牛出走入豐
水中其後牛出豐水中使騎數千之不勝有騎
隨後上髮解牛畏之入不出故置髮頭漢晉因之
武都郡立怒特祠是大梓牛神也按今俗昼青
牛障是

馬頭生角亦非難山上遣舟亦不難難是難中難有
一夕陽門外待人難

義堂詩也三句ナカラ同字ナムコト
日本ニテノ始也

○長橋殿ハ勾當侍なりこれ侍の頭なり昔
一ハ侍所ニ居り口宣も侍所なり
すなり

紫宸殿と清涼殿との間ニ長橋あり

○亥子と申裏まは御嚴重ラゲンヂウと申ハ其式と
う川々く飾まる由の式もやを夜去
兼ニ紅白黒の三種の餅と登て御前ニ侍
至と申この流れてそれと申るまよはれ
たて安居の上よ至ゆいとてまよはれ

せむふそれといふくになり上友の人よあふ
よはれとまよはれ下友或ハあきき
端々時よハはれとまよはれ
ころくところひてをくのみ又ハ燭臺の下
あつてまろひ入由ハお文の人あつてたか
めらなり親王大長官以下を外橋の人よは
翌日長橋殿ハ文よをいすなり上友よハ小角
よと付くころよ登てやる下友ハ足うたぬ
を教むらぬ心やとまよはれハ板系よはれみて

中なるり三條殿にされしハ先年

東照権現さまにお軍よて在世の時よのせて
糸くせられし席やうハ雪紙の事なる焼
如きとも包むなり

○正月の淫初といふハ武家よ此をありて禁中
みはるし具足の飾といふも禁中みは
るし

○正月十四日杖とゆひて戸とたく是と
粥杖といふなり十日の朝かゆと食ふための

まゝいなり禁中よても行りる

○嘉定のちくまはる時代志れす武家よ有
事と禁中よても用ひらるゝや六月十
六日巳刻ともいふ主上老の湯所へおあ
りこの尻二十人ともいふ名食物と古釜よ
入指糸しへ食ふなり何れもを急めよと
持かつ酒と呑よめたりよ壺と持ちよ籠子
と持たりよ上ハを耐候よてもきこめす
るもあり或ハ更よてあがりてたゞ人よ

飲食せしめて申候らるるも

或ハ何れ持系せぬ人ハ六位持せしむ
る事もあつたり

○太極ノ茅とあひて端よはくろ紙と以てま
きまといふ端と連て女房を端と云ふよ
かく上の端とあく上ノ衣冠よはし幣と
持て下の端の中よ入ぬハ女房上の端と衣冠
の上よりくぐらしめて下端はくまを
上ノ端とくまかくのくくはるるも之夜之

先年駿河よてける此は法事ハ六月廿四
まはいつれの晦と申ぬきをといふは後の
六月晦と申いづる東渡よ尼ハと法
あり

七夕は天の河系とせしりこのち

こをせしとるをきよをせよ

とよみし奇後撰よありぬをいひ此
時の山幣とはあふよ持てむのよあつたり
もあつたりハ右のよよて乳通るよ持るも

五なり)

○ 燿をくひ六十二月の中流よそ定まぬ日は
外し吉日とあつみて殿上人をくこ

○ 除ねよ豆歩ふとは極蔭の流とむる事
殿ことかしく歩なり口中よ福ハ門
鬼をそとく細声よとあつなり

○ 涉程とすむる付令義よても茶碗よても湯よ
てもつきてまきめふ里よととしてとる
なりとよとまきうとて後をあまると人よ

もる附よは外の義よりけいよき春と
そまき吞くと作らむ付ハを義おとも
よね殿をなる是天燈とむりたるめ
なり

○ 主上の由精進ハ毎月八日十四日十八日廿二日廿
九日晦の合てお祈りなり小の月よは又祈り
なり先帝の忌日ハ勿論なり

○ 天子ハ祭活しあつる例外し院よあせ
あひては涉祭活もてなりなり

○ 夢中より風呂あり入浴汗水一ありまて
○ 汗水あり時をうの帷子と百多うた
の付よハ麦よても後と百ておとの物と百
事ハふー

○ 猿樂ハ山庭までもありうるためし舞
まいもた既も同あなり院の山新く内く
よて舞まいと百されうる沙汰しそやまよ
約るへうとてそ後ハ沙汰あり

苗今の時時流次舞ハ舞九節百これて

舞たりハ八節ハ中分ありて百れす

○ 服暇といふハ幾日まて妻後ときる百と後と
いふなり忌をうておはせぬ百と暇といふ
暇とれハ後の中よても山用あれハ百こり
なり後とれハ云上りておはするは是と隙
暇といふ

○ 檜家よても少中好と為るゆへ暇林家といふ
なり清花も同あなり飛多井冷泉の類も
暇林家也

能地ハ本馬とてりや

ち地ハ土井村極出地

下山はあなり

- 名家日野勸修寺なり日野より名わくは
 廣橋鳥丸柳原竹屋日野西等なり勸修寺
 里列志一ハ中沙門清園寺小川坊城甘露寺
 万里小路ホナリ文友の家なれハ弁官より之
- 清苑ハ精法禪三条西園寺徳大寺号雨院
三家花山院
 大炊沙門菊亭久我なり精法禪の下より三条
 西と正親町三条とあるなり花山大炊の下より
 中山ありあり菊亭ハ西園より日野より今ハ
 川とホナリ久我の下より中院あり

- 侍従ハつれの家より官より此初之
- 参議以上と公卿といふなり中納言以下と
 殿上人と云なり又されよきとよきと上
 進叙といふ之上進ハ公進の義なり
- 印ハ公家といふなりえよりあきなりあり豊
 臣大周の時ハ法公家といひ誤り推して
 公家といふハ辟云なり
- 六位ハ青装束五位ハ赤一四位ハ黒一三位
 までハ石仕なり時ハ藏人よりされく昇殿

はらなり 法をまはみ位なるゆへは赤装束とき
るなり 四位まきあはされざるは昇殿せぬ
三位より昇殿す能くも昇殿せぬと地下
といふ之昇殿とらと堂上と云なり 後宇
多院の時より地下の三位といふよりま
まは是はいつれざるを

○六月の大坂よりこの元祿二年より編と載
ゆへにその時人持あり編とあげてくづら
むむとくづらる人ハ尻すより編とくづら

なり昔ハ編と急よあげて 人と載こま
よつまづかせざるもあはし之編とくづら
ハは公事根えよ載し之を必ず端あるよ
通代ハそむふしとらハ麓中よりとら
流らるなり

○非参儀の遊の字非参人の遊の字此とくよ
かハ其なり
○此の元祿の時に女中元あつるハまれなり
時よりあつるもあは

○天子の山口上と口宣とふなり是と
既中好ふとも又弁友とも清て書と口宣業
といふ既弁ハ其附の職事なり是と記て上卿
と示す上口口外記よ作てておさしむる
なり上卿ハ三云とも大中紀云ともその日の
上首なり上首ハ朝廷列参の位上の人也
一口つてよて留らばもあり日とかさのて日
人ありともありなり等し時平の毎の上
とありしゆへ其家争て後立ありりると

○詔勅・論旨・宣旨ハ天子のなり三云の集く
係後しそつきおすと太政官符と云なり院
のと院宣といふ又院より作と云おす所と
院廳といふ親王のと令旨といふ之親王大臣の
と御教書と云事行のと事書といふなり牒
も帯ハ朝廷よりありしと近代ハ沙汰なし
○上よりお直しおて友位と記りらと宣下友と
いふなり下よりをよめし
○大守郎国司とありたり有又別人ありたり

○ 法皇の任に赴くは守女掾目とありしより之縁
と元次男あり王へつぐ年貢ハを仰ふ定り
て背へしは付中院殿のりれしハ秩満と任何
るそと道春對へく大守秩二千石とありそ
小の仕重とて二年より二年よりそ年
月三つと秩満と申又任満とも申あり

○ 辰家とはいつくと同々れハ女侍養とも是れ
あり孫子よそありしは元建武年中に宇治
の侍室戸へ下されし官符と見ゆ武藏

国中莖卿の辰家より一とあり物れハ吉社
の辰とそ中と辰家と云る(一)是より
是てそむくの辰とる所も辰家と云る所
但守女掾目との受辰とれハ更辰の家とい
交りあり

○ 揖とらる時ハ必笏と持なり笏とゆへぬ付
ハ揖とせぬ皆とぬく時ハ揖し是ハ付付
揖し是と互付揖し皆となく時ハ揖す
是と四夜の揖といふ

○いづれの公家もお家して傍守や一人の身
子の中王の連枝あは禁中よそ忌の次
身いづと甲う戒臈のこく師通の方を
きるへとなり

中院ハ弟子親主あはあゆみんやとこれ
きれ

通法法院の門臨ハ師通の上と忌をせ
きと

○折紙ハ太刀一腰馬一匹と斗書え進上と不書

已上とハかくあり名とも用ひすき人へあす
る附ハ太刀も馬も御の字と加ふるあす
しそ若ハ太刀とあしてるとハ庭より引
也ハ折紙ハあハ通代武家よりある事と
公家もあはるあすされも名とあるハあ
るしめ名とはれと書え解ハしけは折紙の
上ハ家名とあすなり

○書状の名かそハ携家大臣ハ判をうりて
名とハ不書家より下の名ハあすハ名

をうり書て判とせし名案より判と加る是を
官符をこれ印はまされたり又傍案の状
より日の下には判斗とて上書よは稱号
と云なりきとハ三條大御之中院大御云々
と云ハ外一カハ二書ハ武家ハ中府斗り
ありともや稱号と云せんかとの

○ 僧正ハ卷紙に相當すニ是院のいせに四位
後と云ハ一付大差守大僧正と云ふに在
とありそいしニ是院云からて是とせし

○ 禁裏ハ後織也の類といふなり

○ 鈴印ハ昔ハ常用のものと見たり
今程ハ汗幸の時程の差あれも何事
能たれす

○ 判授ハ判断して授る義に當皮の取る人
勅定とまことして授るを判授の官といふ
禁中よそ冬も踏皮をわすけしよりて鞆と
なくなりとたふづハ大由いの岐もろく

きしとく時ハ絶つくるし

○お江の肘と刀根さしきするはあし山邊の人兼
の用人の為よ打刀と持する柄取とむらうき
と作り合えとこぢうと法ていりりく作
てうらなうきんもよさすもの之又かきた
ちの太刀ちを左刀あうけニツとさる用の
太刀と中なうり用ゆきなるあれは用の太
刀と右射らなうり

○今の内裏ハ伏見殿なうり通代のみなうり
つうりまられたうりとあうりとあうりとの内裏
ハ冬上りりらとなうり其日迄未詳

○菅原ぬ長ハ天子の侍讀するようりて玉師の
あうり今ハ汐門のこ国師あうりやうよんそ
おのり

○上北面下北面ハなる院中よ百つうはる者なり
禁中よえハ昇殿するあうり院系の人よ
も主上うり許しなれハ昇殿せぬ又禁裏へ
昇殿の人も院うり許しなれハ院系せぬ是

六院の位言きよふあつたゆゑに人との言は
りなり

- ちれの附ハ束帯着たの附ハ衣冠なり直衣と忌
す風折烏帽子狩衣ハ私着よその事なりけ種
まて兼ひたる事あり但一院一兼ハ苦一
う〜の心裏よそは何附も束帯衣冠なり是
ハ冠きす〜て弟殿たる例なき由〜なり肩
衣袴と云ふハ志のひて凡人よまき〜て体之
○ 錦入袴帷子と云ふ申よる次男武家のことなり

あつたすといふも重き暑よりして自らを附の
衣袴あり但〜上の装束と云ふ〜て下よきる
よのよ〜も〜上上の装束も冬夏の替りあ
るがよ〜も〜用意細く〜暑中ま
きの装束ときる夏もある〜大口袴と前張と
〜之様樂なると是と云ふ用を〜付ハあ〜し
ろ〜も〜後ろ〜も〜精ぬの大口と云
ハあ〜りの〜なり

- 院中が院辯是と云ふといふ〜規模の役人也

職事とあるなり廣橋傳夢の附は弁友の
家ありようて既と羽林家なりとせす三條中
院ハ羽林家あり也上院と羽林家よりとせす

○十種香とすその附は試みるべき附ハれ十二枚
なり一三三三客三合て十二なりれの長さ一
寸二三方廣さ記分をうりよんて廣本華梨な
とと以て造る印ハ文字もておの形もても
きさきと付るなり古きれハ竹と以て作る長さ
一寸二分廣さ三分平りなり是もおの形と刻

めりなり又試ある附ハれ只一枚なり一三三三
客一なり香炉と名者出前とて香とつひて
ありなり

○清原秀賢外伝よりし附義人よりなされて
市ありて讀書す後上地りよりつる附海州
とあけて舟橋式於太浦とよりれて昂殿と秀
賢より父枝賢ハ地下なり

○中院ハ久我の庶流なり久我の家ハ綴たれも
家家ハお續とると中院ハヤされたり傳是ハ

久我殿の子なき時、通清殿より継わらば久
我の家ハ、つゞきくありしと久我殿中これ
一それと終つると云ハ家の血脈替はらば
かくりされ

○あつちの盲目の彦良と久我をそ司さつち
是より久我流の人ハ彦良のみとさ
つちをぬき

又傾城遊女の保没も久我家にとら
其子細ハつちと詳なり

○女房と大和云中記云宰相中ねら
其父の友あり、其母の称号とさなり、二位三
位とあり、あつちなり、沙門の記云宰相中ね
の女房なり、あつちなり、其友の家の子あり、或
ハ其友人の子沙門とあり、又院家の号とさ
なり

○後陽成院の女房言松檢校と云家と云、あつち
と云、たつちきよと云、作有、又檢校せめ
て、縁をたつちなり、と云上す縁まの

のるべき例あり。無用ありと云はれさうりたり
たひしきとはなほよとあらうくかけら縋りけ
の類なり

○花むといふ事ハ連二奇者の和より少なりま
と執許のやうよ云外たれも抄中よと云さ
る事なり。宗祇宗砌兼載る業も冬門
せす

○圓白の子又圓白となりて又隠居已後太閤と
号す剃髪して禪圓といふ也父圓白なれも

○を子圓白ありと云は太閤といふは件一九條殿の
子圓白ありと云はとも其處圓白といふ隠居
の後禪圓と稱せらる。

○禪り是ハ二條殿斗は初むひと流家と云は
しあひたりと人の中ハいつと向し東帯し
て節令の時を或はまの時禪ありくまの
かきやうまひあり。猿樂の乱拍子は好まをま
禪りといふことと云はる。

居士号をむらむといふは抄中云えハ海法を

凶代傳のふり記

○口書は書の内容なり統名を言ふと書と
並判もあり或ハ本末を押しやり正と名と意
合て用ふなり

○親王大臣の殿上人を借つたりあるは時より始
まる事と云ふ

○かけんハ元来公家の用と云ふ今まことの由緒
は之方と申すなり四方と云ふハあきまじ
公家は衝重と申す也

○出仕の時多きは御前をえむがま^跪つくなり但
尻をきまなして片足をかしくつろなる
まじりかくのしくせきんハ老稚ありかく
束帯の時多きはろくま^跪えり跪

○十二と云ふは八箇九箇と云ふハあるなり
と中院へされし今の
大樹の中宮へ 左福門院なり
集りむじし時十二と云ふはあむとんを

いし神と禮と十二重ありしと作れきと
治道ハ中院をんハお給のものと宣ひたるやと
しき。

○ 徳生の時ふかりんの名とてつるハ陰陽既生氣
の方れ急と効つく産衣の名は用たるり
を時月よりんを名も同じやんハ効文と云
てりんと續より是よりんをてうがきと云
かんといふあり又そののゆまかん
は進まるを効文と云なり

○ 標中よりれ折紙は神太刀出るとかくは清の
字ハ天子よりのを他ハ又役人きける由は
玉の心を人あるハ向ふよりのと回つは
天子ハかけて清字を加ふるなり朝臣をん
姓の下名のよき書ハ一人宿禰をんハ尸
をの同せんなりきとハは名系の朝臣定
家と書執なり自ら定家朝臣と云ふの
す他人より稱して云時ハ名の下は朝臣を
書ても可なり信正法平の教も同じる

実名のりより戸と書くゆゑの意なり又洗二位
藤原相平宰相ありし稱よりは姓の下のあは
きしゆひ是も位署の付は位を姓のうへ
書なり

○天監をむりり飲して後吸ふと云ふのありや
と云ふのーよおーと云ふ事あり吸ふと
つゝあは志しんおーと云ふゆゑと云ふ
は志しゆとも今よおまて飲後とおーと
なりと云ふ事なり

○寺うへも院うへも皇孫ありは殿の字をなす
ゆゑあり大覚寺殿持明院殿の是なり院号
は殿の字をつけす後醍醐院後宇多院の是
あり又將軍の大臣は左大臣殿右大臣殿と殿
の字をなす也攝政清和の大臣は殿の字を
加つす是近代の古実なり

○小板家の札のゆゑと云ふのーよ小板家の殿と
よあり常しは志しゆと云ふ一尺餘あり
か今ハヤ大よ作より昇殿を志すなり

殿と六清淨殿の西より又時れハ殿と此處の
人書付のなりれときりて度櫃よ入おくを名
かして書するゆるむとあらんとたしうよあ
す家名をは定く書し能書の人ハ自筆の
書すはれ出鏡の傳の事も方なり毎月
名ハゆるり昼夜あれれハ千枚也

○先祖の勅言或ハ云主とゆるむとゆるすとして
い改るや吾とらぬれ大方ハ先祖よ志こが
れれとも事よりしてハ云かゆるゆるりこと

○三條殿中さんハ束帯の時練足のきいやりよ
りハ裾もろく川より裾とあらぬ或ハ裏
わらゆるハ未結のきなりけゆる風を吹時ハ
坐敷よりハ三光院結足と二条殿と菊亭殿
右府とよおしハられハ時右府ハなりがん
えの傳ハきりハる後又て通ハおしハられ
右府足のきいやりハ右長尾とハ事ハ立ま
ちハ時ハありとハきんらる人ハそれハ花を
まら時ハしえあるハあれ裾ハハやとハあり

り白とを二条殿の御是よはいさ合後ほくは
のめとやうをいさ習ひあり春日社の巫の拍
子とやむと後樂とものえてより礼拍子と
いふもをいさめてやかせり道途院との
或時後樂の礼拍子とやい—とて我
の御子似たりとやい—とて我世を
来りていさものをいさ—の回—よりいさ
院殿御り是のものをいさかせられり
我家の日記よあり

○正一位の御書—に在るも或は贈位も多
あり—が御代ハ神位よれと定まりて授
るらる

○執奏ハ下より奏もとなり執達ハ上の作
とて—云々とするあり執の字ハとりや—
ありし

○有職ハ御中の作法云々おめとよある
なり或ハ有職ともあり
○黒日とは御書よありしなり

○徳日の衰日なり衰の字を正して徳日とあり
とむ栞中よりしんぶを引しす武
家も同せんなり今年ハ主人の年いくつ
とわすくあつて衰日とく。

○青侍ハ侍の総名なり六位ハ総名を云ふ
ゆつと志つてあつてまゝと青女房とも
て未熟の義ありてあり

○施字ハ羽林家より侍なり舎人も御
者ありともきりつとせぬす口舎人小舎人

あ

○永宣昔とは宣旨の趣を永代まで守りて
お遠せぬとつてあり

○大間とは障目の時外記書てあすなり宿帳
は徳友位を書きなりとてこの名をあらう
あつて大間と名つく天子の思ひして
そ友位のは授けらる人の姓名を書き
るなりとておよそこの名を多くあらう
宿帳ハ障子の紙なり

○ 洞度ハヨウウツノ具トシテ此ノ行幸の時ハ出用
 のおと箱ヲ入給トシテ着ヲかけ背ヲ負テ
 ナリ是ヲ洞度トケシ名ナク白張ト云フ
 之ノ役ナリ壺トモおて路次ニ出用アレ
 ハ風輦ノ入るナリハ壺ハ天子ノ小使トシ
 玉ノものナリ是モ洞度ノ目ナリ昔ハ此
 とおもひて酒カト云ハ出瀨ト云フ
 今ハ酒カト云フ

○ 沙那位の時冠と玉冠と云ハ此ノ意ナリ

○ ちつさきおむろナリ度冠ナリ平生ハ是
 の冠ナリ即位の時ナリ玉冠
 ○ 四方拜ト云ハ天子庭ニカク行ハシメ
 時ヲシメテ草鞋ヲ履ナリ錦ト云フ
 履ノものナリ若シハ長袴ト徹シテ地
 上ニ行ハシメ所ニハ履根アレナリ
 ○ 此ハ此ノ意ニテ四方拜ノ意トナリ
 行幸ノ定メヨリ此ノ意ニテ行ハシ
 延引ナリ

○ 節會の時主上常鞋を履す所敷の後主上靴の
くつより一節もなかり又主上大フとはうら
最凸うてなまふくまふとの也

○ 弓の目とは遠代公家にて射多事なりし由に
武田玄庵とて名をとらして射させらるる
ともは玄庫ハ昇殿もん

○ 寛永三年は二系城ノ行幸なりし時の由命より

竹契遊年の凱之御製 もろこしのきも
信一ノ異竹のきくぬせうを限りしれ^もれ^もれ^も
はましくぬせとは主上の由身ノ射してのり
又武家への由挨拶の中とるのりよまうつハ由
挨拶うてまふよ何となくせと太平の由祝詞
ありしと之存後りまふきぬして行幸此
時の御製よりハ亭より由挨拶あるが者よま
の例ありと或人ヤ一き

○ 北野千代の火葬の坑より御役を菊亭へ

○ 事なりき子細をいふははははとれ。沙汰ハ
有し。

○ 大徳寺妙心寺の傳奏ハ甘露寺と万里小路
なり曹洞宗の傳奏ハ勸修寺なり本玉寺の
上人日親を傳言ハある事ハ菊亭の元次
なり是を親類ある也。

○ 親王ハ四世より五人とあり四世の曰ハ天子
ともかき加ふるもあはれきしつうよ三
なりそんも親王の宣下ありんハ王と斗子

なりは敷を徳王といふなり西親町院陽光
院不即位ハ八条宮若宮是四世なり伏見宮代
親王宣下ありんハ家も也。

○ 礼殿ハそれの裳着なり大神ハ大なる廣神
より親のりとおくぬかし長きハ短きより
かちなり小神とは神をちそく小とれ
しより大神のりよまきるなり。

裳の紋十二象あり即袞龍の御衣のりあり
天子の礼殿なり袴袍麴塵もぎ色なり。

色新柳よ似くろり青色帛 中子と帛と云カ
生乳沙袍是ハ卯の年あれハ東方青多生
字なり辰巳あれハ青多布を加へる多を用
ひる能ハ是も准す

大袖小袖ハいつれも袷も綿ハいつれも引垂衣ハ
長クしそを引切つて名多ク小垂衣ハ
そを引す群臣の礼袷ハ各別なり他洞の
袍ハ赤色椽ツルハトチナリと云く深多ナリ馬
色ナリ又緝の垂衣あり大長の袍はるん
矣

文も家この紋も或じいつれの紋もも付
と云異文といふよりそとハは葡萄桐葉ハ
教より小垂衣ともきもより親王の袍はる
ちみハ小垂衣なり云ハは栴色新袍ときるこ
家きたきと云あいつれの袍をも新袍といふ
栴色ハあやぬおなり大長の子と綿ハは殿
上人もも栴色新袍ときもも五位六位の
藏人ハ栴色ときもも藏人の巾着ハ極膳
と云ハは極膳ハ麴塵の袍ときもも是出袷を

むづの義なりきしをこれの時とは下膳の
花人もきりなり袍の色は四位以上は
六位は緋六位は深緑七位は浅き
初位は海老色なり緋と赤との替り
きりは黒このあを緋とあや山科
あやと秘なるゆかりをたし色は
内は赤このあを字書も深青揚赤色を
縹とあを袍の文は幽庵をとも
とも青白なりあこの紋先例あり
は

後ハ異文なり公卿ハ襟色正衣なり
めとは白くさんて始て是なり
飲するも有殿上人の正衣ハ羽林家の
多事とゆす大臣のふとは殿上人
襟色正衣ときり布衣と正垂とは
ひく是るもなり布衣ととも今ハ
きりなり布衣はのきり衣冠の時
ハ正衣後ときり殿上人のあやと
は正衣後ときり殿上人のあやと
は正衣後ときり殿上人のあやと

十六文の二月より紅梅とまゝ。はのこすの縮こ
縮ハセドのるなり今ハねニ重なり透額
の冠ときより冠のまゝの方かけて額の手
くちよ名付くまを十六未満とすあつ十六
の月れがし缺くまをまゝとすこ少年の
人のまゝ冠より公ハ縮年より帷子ときを
殿上人ハ日月周の日加茂まつりより帷子と
まゝの三条殿よりまゝ殿上人も縮年よりまゝ
るまゝとす彼まつりよりまゝ殿上人も縮年よりまゝ

まゝして帷子ときよりまゝとす縮入の時
は縮ときし縮の時ハ帷子ときよりまゝとす
す冬とすとも縮皮ときかぬと智めさるかじ
右の衣後次方ハ大相国定のまゝの法
度の門より

○推任推叙とハ上よりまゝよりてなま任し位を
授らるるなり

○院家門路のちなり攝家もても院家もても
沙門とすなりて名室ハ縮とす

○装束を洞辻するの言ハ役人ありし
凶代ハも倉山科の面ありよりまらなりを
をしめの時と云ふ

○持家ハ徳臣の出入し或ハ伺維しは
かると家礼といふなりを由來と云て持家
も内ものものやよせしをいふれ
も建武もろろり唐摺の知行も凶境殿の
知行の内より二三百石けてむりたる
有こもしく徳臣の身よりなりぬる時

持家より持家を受くるのありより今も
申しも家と家礼と云

○笏とは三位の人おきなり侍従もまたや
ましくおしつゝゆれとも人よるに
ふりくおしつゝゆれとも人よるに
ふりくおしつゝゆれとも人よるに
ふりくおしつゝゆれとも人よるに
ふりくおしつゝゆれとも人よるに
ふりくおしつゝゆれとも人よるに
ふりくおしつゝゆれとも人よるに
ふりくおしつゝゆれとも人よるに
ふりくおしつゝゆれとも人よるに
ふりくおしつゝゆれとも人よるに

○持家の禮ハ大臣の子と云といきなり
ふりくおしつゝゆれとも人よるに

せりまの時のみさるまは枕草子兼花物語と

見て知る

○ 廷臣宮女の嬉行をさるるはしはしはし其俗
 源氏物語とよみて知るはしはし時勢かくのじ
 ぬしは作らぬ物語りとしはしはしはしはしはし
 是等曲といふ代の政をさるるもの是非なり遠
 よ武臣は柄とよみて知るはしはしはしはしはし
 后長の臨思よりぬり嗚呼

○ 後三条院延久の昔政はまづ急おと遊るれ

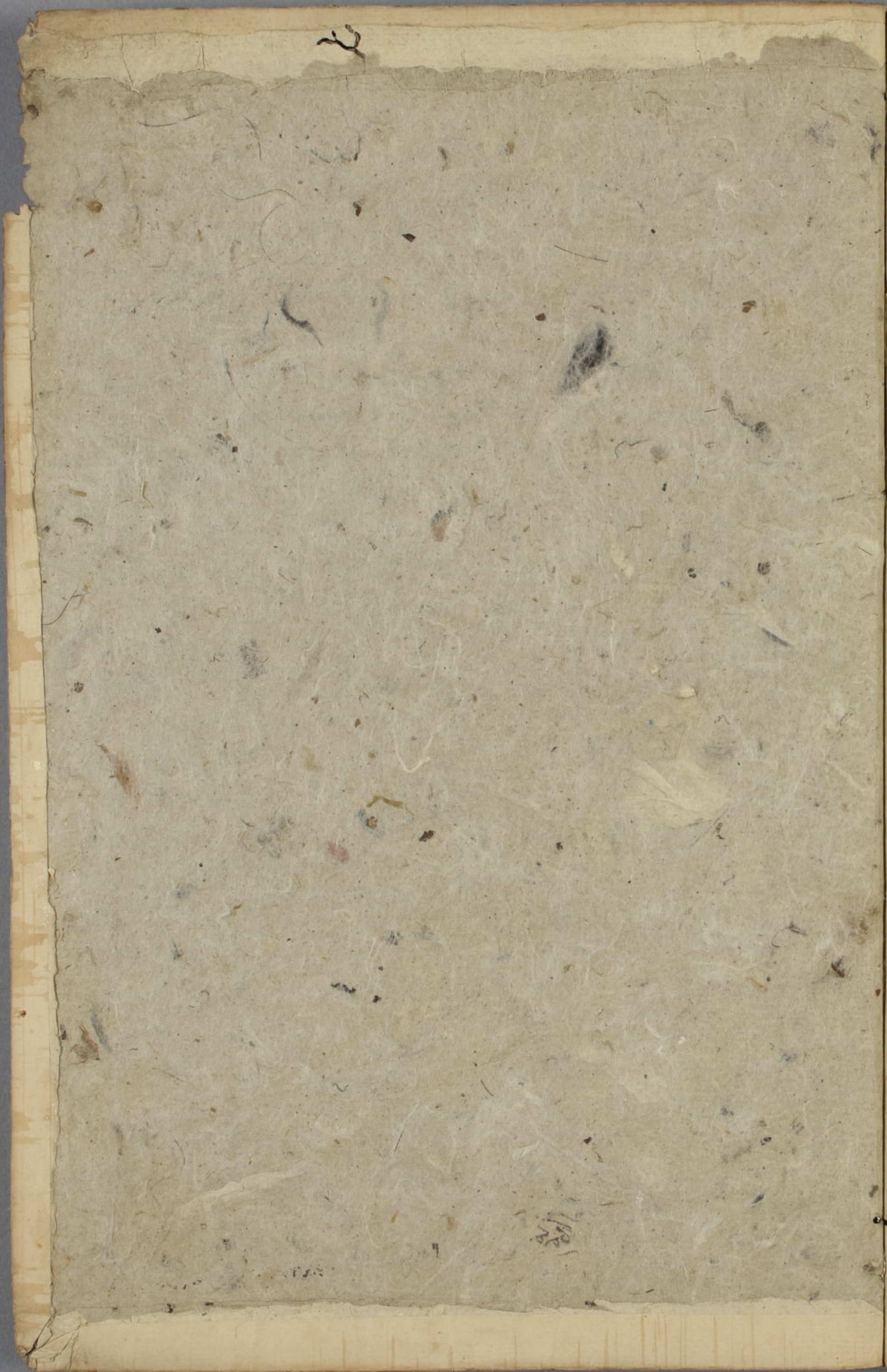
倉。

るり資仲は花人氏をさるるはしはしはしはしはし
 らんぬゆはしはしはしはしはしはしはしはしはし
 寸法とさるるはしはしはしはしはしはしはしはし
 てはしはしはしはしはしはしはしはしはしはしはし
 人か知るはしはしはしはしはしはしはしはしはし
 しはしはしはしはしはしはしはしはしはしはしはし
 りんハ敷流あり初封を加へられし解意方
 槌とさるる石を拵りてまをさるるはしはしはしはし
 本をかしはしはしはしはしはしはしはしはしはし
 本をかしはしはしはしはしはしはしはしはしはし
 本をかしはしはしはしはしはしはしはしはしはし

よ何と何石とは用石の字也件の意も尋へ今
よ穀倉院よと云

帝仁智割穀部能の目為氏の借語とな
ちるまの源仲房とあけ大江の匡房と
用いて親く函とありまの安氏の敷
昔よりして米穀を沙汰し玉りり
全算壽あるは是天記

○ 帝仁智割穀部能の目為氏の借語とな
ちるまの源仲房とあけ大江の匡房と
用いて親く函とありまの安氏の敷
昔よりして米穀を沙汰し玉りり
全算壽あるは是天記



Handwritten Japanese text in vertical columns, appearing as bleed-through from the reverse side of the page. The text is extremely faint and difficult to decipher, but some characters are visible, such as "金" (gold) and "天" (heaven). The page is otherwise mostly blank with some minor discoloration and a small dark spot near the top center.

Handwritten Japanese characters at the bottom right corner of the page, possibly a signature or a date. The characters are dark and clearly legible, appearing to be "一五二" (152) with a small mark to the right.

梅村載筆

天

1874

